

令和8年度輸出関連事業の企画提案募集に係る質問に対する回答について

<輸出の裾野拡大支援事業>

番号	質問事項	回答
1	企画提案参加資格について 県内食品企業数社から構成される組合であるが、組合としての輸出実績はなく、輸出は構成する企業が独自に行っている。個々の企業が募集要領に記載の参加資格を有していれば、組合として本事業に応募することは可能か。	組合として応募される場合には、組合が参加資格要件を満たしている必要があります。
2	企画提案参加資格について 種類（内容）が類似する契約や補助事業等の受注実績がない場合でも応募は可能か。	応募は可能ですが、評価基準の1つですので、業務が確実に実行できる実施体制を有することの説明をお願いします。
3	参加表明書の添付書類について 組合として本事業に応募可能な場合、構成する企業それぞれの会社概要等の添付は必要か。	組合としての概要等の添付が必要となります。なお、個々の企業の会社概要等の添付は不要です。
4	参加表明書の添付書類について 参加資格確認資料に「食品の流通、販売、輸出等を日常的に取り扱っており、営業収益の50%以上が同業務によるものであることを確認できる書類等又は食品の取扱実績が年間1億円以上と確認できる書類等」とあるが、どのように証明すれば良いか。	決算報告書や、売上内訳表（任意様式）等により説明をお願いします。
5	参加表明書の添付書類について 参加資格確認資料の「直近1年間の納税証明書」について、外国法人の場合には、当該外国での納税証明書（外国語表記）を提出すればよいか。	お見込みのとおりです。
6	参加表明書の添付書類について 「会社概要等」は弊社が作成したもので良いか。 また、定款はどの程度まで必要か。	会社概要は、会社案内（パンフレット）のようなものを想定しています。 貴社の事業目的や所在地、事業内容や沿革等が確認できる書類であれば、必ずし

		も定款の添付は必要ありません。
7	対象地域について 東南アジアを対象とする場合、対象とする国は一つで良いか。	1つでも構いません。
8	(様式4) 企画提案書について 1.(2)②について、輸出額や取扱店舗等は、守秘義務に該当する場合や弊社の把握できる範囲に限りがある等の場合には、記載できる範囲での入力としても良いか。	構いません。
9	新規輸出事業者に対する伴走支援について 「輸出未経験の商品」とあるが、過去に輸出支援をした事業者の、まだ輸出経験のない商品を取扱う場合、新規輸出事業者1者とカウントして問題ないか。	本事業の趣旨は、新規輸出事業者の掘り起こしを行い、本県の輸出の裾野を拡大していくことですので、対象とする地域への輸出経験のない事業者を支援対象としてください。
10	委託費について 外国法人であるが、含まれる消費税は日本のもののみか？当該外国の消費税も込みで400万円が委託限度額となるのか。	全ての費用込みで委託上限額が400万円となります。 なお、契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
11	提出書類について 署名や捺印は必要か。	不要です。

<海外戦略品目売上拡大事業>

番 号	質 問 事 項	回 答
1	<p>仕様書4 (1) 取組のうち県産品フェアについて 開催期間について、指定はあるか。 具体的に指定がなければ、どのくらいの期間が望ましいか。</p>	<p>期間の指定はありませんが、仕様書4 (1) の目標達成に向け、必要かつ十分な開催期間や回数等を設定してください。</p>
2	<p>仕様書4 (1) 取組のうちバイヤーとの商談会について 実施できない場合でも、プロポーザルへの参加は可能か。</p>	<p>バイヤーとの商談会の実施は必須です。 目標達成に必要なかつ十分な回数の商談会を実施してください。</p>
3	<p>仕様書4 (1) 目標の「令和7年度から33,000千円以上増加」について ベースとなるものは何か。</p>	<p>貴社の令和7年度の本事業実施予定の輸出先国における、静岡県産品の輸出実績をベースにしてください。</p>
4	<p>仕様書4 (1) 目標の輸出額について 日本からの仕入れ額を把握することができない場合、店舗での売上額ベースで計上してもよいか。</p>	<p>本事業は輸出額拡大が目的であるため、日本からの輸出額のみ実績としてください。</p>
5	<p>仕様書4 (1) 目標の輸出額について 静岡県産食材を使用し、現地で加工し惣菜等を販売する場合、輸出額に計上してもよいか。</p>	<p>静岡県産食材の輸出額のみ本事業の実績としてください。 例：静岡県産マグロのマグロ丼(米は現地調達) →マグロの輸出額のみ本事業の実績</p>
6	<p>仕様書4 (1) その他について ①県との定期ミーティングはWEBで良いか。 ②販売員への十分な販促教育について、販売員とは、いわゆる「マネキン」に対してで良いか。</p>	<p>①構いません。 ②問題ありません。 県産品の特長や魅力等を消費者に効果的に伝えられるよう、必要かつ十分な販促教育を実施してください。</p>